

下関市オフィスOA化促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業立地に伴う雇用の創出を図るため、市長が適当と認めた者が行う機能的なオフィス環境の推進に資するビルの改修事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 事業を行う者（以下「事業者」という。）が事業に係る事務を行うための施設をいう。
- (2) 事業用ビル 中心市街地（平成21年12月7日付け「中心市街地活性化基本計画の認定について」（府中活第19号）で内閣総理大臣から認定された下関市中心市街地活性化基本計画において設定する中心市街地の区域をいう。）に所在し、地階を除く階数が3以上の耐火建築物であって、事業の用に供する部分があるものをいう。
- (3) OAフロア化 電源、ネットワーク等の配線を整備し、当該配線を収納するため、一定の空間を保持する工作を施した床を設置することをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 市は、次条に掲げる事業者に対し補助金を交付する。

(補助金交付の対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、オフィスの用途として事業用ビルにおいて行うOAフロア化の事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち工事請負費とする。

(オフィスに関する要件)

第6条 補助対象事業に係るオフィス（以下「対象オフィス」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当するオフィスとする。

- (1) 補助対象事業を実施する床面積が50平方メートル以上であること。
- (2) 補助対象事業が完了した日から1年以内に、対象オフィスのうち50平方メートル以上を事業者がオフィスとして使用すること。
- (3) 対象オフィスにおいて行う事業が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により営業の許可又は届出を要する事業
 - イ 小売又は飲食を目的とする事業
 - ウ サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする事業
 - エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - オ 保健、医療又は福祉に係る事業
 - カ 銀行法（昭和56年法律第59号）により免許を受けて銀行業を営む者及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）により登録を受けて証券業を営む者を除く金融業
 - キ 事務所を転借した者が行う事業
 - ク その他市長がこの要綱の目的に合致しないと認める事業
- (4) 対象オフィスを使用する事業者（以下「使用事業者」という。）が補助対象事業を実施する前に当該対象オフィスを使用していないこと。
- (5) 使用事業者が本市区域内からの移転（対象オフィスを使用する前に使用していたオフィス（以下「既存オフィス」という。）の一部を引き続き使用し、移転後の既存オ

フィスの面積と対象オフィスの面積の和が移転前の既存オフィスの面積を上回り、かつ、移転後の既存オフィスの使用人数と対象オフィスの使用人数の和が移転前の既存オフィスの使用人数を上回る場合を除く。)により、対象オフィスの使用を開始するものでないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1の額とし、1千万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(指定の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象事業に着手する日の14日前までに補助対象事業者指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 補助金の交付を受けようとする事業者の住民票謄本又は登記簿謄本

(3) 対象オフィスに係る登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し

(4) 対象オフィスの位置図、平面図及び立面図

(5) 対象オフィスの写真

(6) 補助対象経費に係る見積書又は契約書

(7) その他市長が必要と認める書類等

(補助対象事業者の指定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業を行う事業者(以下「補助対象事業者」という。)として指定すべき事業者と認めたときは、補助対象事業者の指定をするものとする。

(指定の条件)

第10条 市長は、補助対象事業者の指定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(指定の通知)

第11条 市長は、第9条の規定により補助対象事業者を指定したときは、補助対象事業者指定書(様式第3号)により、申請した事業者に通知する。

2 市長は、第9条の規定による審査により、補助対象事業者の指定が適当でないと認めるときは、指定しない旨を申請した事業者に通知する。

(事業の推進)

第12条 前条第1項の規定による補助対象事業者の指定の通知を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、適切に事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 指定事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助対象事業者の指定の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助対象事業者の指定は、なかったものとする。

(計画の変更等)

第14条 指定事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者指定変更申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 指定事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業

の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助対象事業者の指定を取り消し、又はその指定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第11条の規定を準用する。

(補助対象事業の完了の届出)

第15条 指定事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完成の日から10日以内に、工事完了届(様式第5号)によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の工事完了届には、事業完了後の対象オフィスの写真を添付しなければならない。

(補助金の交付申請)

第16条 指定事業者は、使用事業者が対象オフィスの使用を開始するときは、その開始の日から起算して30日を経過した日までに補助金交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費に係る支出を証明する書類
- (3) 使用事業者の住民票謄本又は登記簿謄本
- (4) 使用事業者の開業届又は定款
- (5) 対象オフィスに係る賃貸借契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定)

第17条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第8号)により、申請した指定事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助対象事業者の指定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを指定事業者に対して指示することができる。

2 前項の規定による指示に従って行う措置が完了したときは、指定事業者は、第16条第2項第1号に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第20条 第18条の規定による通知を受けた指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、指定事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第22条 指定事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しな

ければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第23条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 第6条に規定する対象オフィスの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 対象オフィスをオフィス以外の用に供したとき
- (3) 補助対象事業が完了した日から1年を経過する日までに事業者がオフィスとして使用するに至らなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 補助対象事業者の指定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (7) この要綱に違反したとき。
- (8) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (9) 山口県暴力団排除条例(平成22年山口県条例第37号)及び下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)に違反したとき。
- (10) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業者の指定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、指定事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第24条 指定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、指定事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第22条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第26条 指定事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第27条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この交付要綱は、平成29年9月7日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の指定を受けた対象オフィスに係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。